

# 「涙の旅路」物語

## ——チェロキー・ネーション強制移住史——

藤田 尚則\*

Key Words : インディアン強制移住政策, チェロキー・ネーション,  
1827年チェロキー・ネーション憲法, インディアンに対する正義, 涙の旅路

### 序章——インディアン強制移住政策——

1. アメリカの経済的独立戦争と呼ばれる1812年戦争 (War of 1812) の大きな要因のひとつとして、大陸西部への進出を望み、インディアンとイギリス勢力を武力によって排除することを強硬に主張したタカ派議員の圧力が挙げられる。1813年秋に反撃に転じたアメリカ軍は、北部では同年10月5日のテムズ川の戦い (Battle of Thames) でハリソン (William Henry Harrison) 将軍が、ショーニー族 (Shawnee) の族長テカムセ (Tecumseh) 率いるインディアン軍とプロクター (Henry A. Proctor) 将軍率いるイギリス軍の連合軍を撃破し、南部ではアンドルー・ジャクソン (Andrew Jackson) が、クリーク族 (Creek) の撲滅作戦を展開し、その結果として広大な土地を奪取した。連邦政府は、1814年12月24日の「ヘント条約」 (the Treaty of Ghent) により、イギリスの介入の危惧が薄れたのを契機として、軍事的にイギリスに加担してきた先住のインディアン部族の懐柔の必要性を、これまでのように必要としなくなっていくのである。そして、1816年から1848年にかけて、12州が連邦に加入し、その結果インディアンとの土地譲渡のための数多くの条約 (treaty) が締結され、紆余曲折はあったものの、白人入植者たちの思惑通り、インディアンの諸部族は、ミシシッピ川 (the Mississippi) 東岸の所有地の大部分を放棄し、ミシシッピ川西方への移住に同意したのである。所謂、連邦による「強制移住」 (Removal) 政策の開始である。

そもそも東部に居住するインディアンを土地の交換に基づいて、ミシシッピ川以西へ移住させる構想は、1803年のルイジアナ購入 (Louisiana Purchase) を踏まえて、「自由のための帝国」

---

\*人間学部 共生学科・非常勤講師

(Empire for Liberty) の夢を膨らませたトマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) によって提示されたものである。そして連邦政府において、このインディアン移住構想が本格的に検討されるのは、南東部の諸州からの圧力が強まってくるモンロー (James Monroe) 政権下——1817年から1825年——においてである。

2. ジョージア及びその他の北東部の州からのインディアンの強制移住を支持した人々には、さまざま動機乃至思惑があったが、最も強力な要因は、白人の土地への渴望からきていることは言を俟たないところであろう。綿作プランテーションが、1812年戦争後、東部湾岸地域の平野部を横切って西方に向かって広まっていった際、綿繰機の発明とイギリス及び北東部の新たな紡績工場に原料を送るための綿花への果てしない需要要求とが相俟って、西部への土地拡大の動きが一段と刺激され、かかる地域にインディアンが土地を保有すること自体が、大きな障壁となったのである。合衆国南東部地方に居住してきた開化五部族 (Five Civilized Tribes) ——チェロキー (Cherokee)、クリーク (Creek)、チョクトー (Choctaw)、チカソー (Chickasaw) 及びセミノール (Seminole) の各部族——の全てが、1815年から1830年にかけての土地譲渡条約によって、彼らのテリトリー (territory) の縁から抜け落ち、彼らの土地は、白人の開発に解放されていくのである。諸部族は、彼らの故地である心臓地帯に留まることを当然のことながら主張したが、その広大な土地は、ジョージア、ミシシッピ、そしてアラバマの中央部に包摂のかたちで位置していたのである。

これに加えらるべき要因として、1829年、チェロキー・ネーションのテリトリーで金 (gold) が発見されたことを挙げるができる。1840年代後半に人々が、カリフォルニアに殺到したゴールド・ラッシュ (Gold Rush in California) の場合のように、金という言葉は、チェロキーの土地への新たな情念をジョージア人に焚きつけ、多くの人々が、インディアンのテリトリーに対する権利を侵害してその土地に殺到したのである。侵入者たちを取り締まるために、チェロキー担当官が連邦政府の軍隊を送り込んだが、ジョージア州知事が、軍の駐留は州の主権を侵害するものであるとして大統領ジャクソンに抗議したため、連邦軍が、引き揚げてしまうほどの事態に進展したという。

19世紀初頭のアメ리카において、土地こそが最も重要な必需品であり、公有地の売却が、南北戦争 (Civil War, 1861-1865) 以前の連邦政府の基礎づけのための主要な財源であった。北部のみならず、南部の白人社会でも、土地はその場所で市場性が高められるものであって、インディアンたちは土地の可能性をフルに活用していないというのが、彼ら白人の共通の認識であった。1830年、ジョージア州知事ギルマー (George C. Gilmer) は、「条約は、文明人が創造主の命令によって所有する権利を得たものを、無知で手に負えない野蛮人が、血の雨を降らすことなく明け渡すために勧誘された方便であった。」(Prucha, 1986) と宣言した。インディアンの土地に対する彼らの権利について強力な論議が為されたが、彼らインディアンは、最終的には、白人が土地に対する上位の権利を有するのだとする確固たる信念の前にもろくも崩れたのである。インディアンは土地に対する占有権 (possessory right) を持つにすぎないというジャ

クソン流の、そしてジョージア人の主張は、インディアンの土地に対する白人の欲望を覆うための思いつきの議論ではなかったのである。

強制移住政策の第二の動機は、州権 (State's Rights) ——1791年に追加規定された合衆国憲法修正第10条は、「この憲法により、合衆国に委任されず又は諸州が行使することが禁じられていない権限は、各州に又は人民に留保される。」と規定している——に関する問題と、軍事的衝突をも招来しかねない連邦と州との管轄権争い (federal-state jurisdictional contest) の恐れにあったと言われる。すなわち、1812年戦争後の急速な綿作プランテーションの発展、地下資源、木材及び穀物への需要拡大は、プランター、土地投機業者、そして入植者たちの間にインディアンのテリトリーの存在それ自体が、障害物となってきていたのである。かかる経済的欲求は、単なる土地の占有者或いは借地人にすぎないインディアンが州内に「国内の国家」(domestic nation) を形成し、かかるインディアンを連邦政府が保護する政策は、州権の著しい侵害であるという政治的主張になって現れてきたのである。そして、連邦と州との衝突は、ジョージア州との間において、特に顕著に現れていくことになる。管轄権論争は、インディアン部族が独立国家 (independent nations) か否かに関わってくるが、合衆国最高裁判所は、1931年の Cherokee Nation v. Georgia<sup>1)</sup> 及び翌1932年の Worcester v. Georgia<sup>2)</sup> でインディアン部族を「国内の従属国」(domestic dependent nation) とする解釈を打ち立てたが、司法判断を離れて、事実上、インディアンが連邦政府の保護を受けることなく政治的及び軍事的に彼らの独立を維持し得たかは、別の問題であった。連邦政府は、インディアン・ネーションを州から断固として防護し得たであろうが、もし、連邦がインディアンを防護したならば、自らの主権がインディアンによって侵害されてきたと主張する州との正面衝突を回避することは、できなかったであろうこともまた、事実である。

3. 時あたかもジャクソン政権下にあった合衆国議会第21議会は、1830年4月24日、「いずれかの州又は連邦領内に居住するインディアンとの土地の交換及びミシシッピ川以西へのインディアンの移住を定める為の法律」、所謂「インディアン移住法」(the Indian Removal Act)<sup>3)</sup> を制定する。本法は、大統領にインディアンの部族又はネーションが現在居住している土地と交換に、西部への土地へ移住することを選択する部族又はネーションに、ミシシッピ以西の土地を提供する権限を付与するとし、また本法のいかなる規定も、合衆国といずれかのインディアン部族との間の現行のいかなる条約をも侵害することを正当化し、又は命ずるものと解釈されてはならないと規定していた。

本法の諸規定を概観するに、独立戦争後に合衆国内で争われてきたインディアン問題の処理をめぐる激しい論争の一応の終着点を見て取ることができよう。すなわち、第一に南東部の諸州を中心とした「インディアン排除」の要求を受け、①大統領への東部インディアンとの土地交換の交渉権の付与(第1条・第2条)、②移住部族とその相続人に対する交換土地の恒久的保証(第3条)、③移住者に対する連邦政府による経費の負担と移住後1年間の援助(第5条)を定め、インディアンからの土地奪取を企図している。第二にインディアンの排除と同時に、

大統領に、①新たな居住地において他のいかなる部族又は国からの或いは他のいかなる個人からの干渉乃至侵害からインディアンを保護するための権限（第6条）、②現住地においてインディアンに現在認められていると同様の監督及び保護を実地する権限（第7条）を与えることによって、インディアンに対する連邦政府の「監督と保護」を以後も継続することを謳っている——「排除と統合の論理」——。

4. ジャクソン政権は、インディアン移住法に基づいて同年9月27日のダンシング・ラビット（Dancing Rabbit）入江でのチョクトー・ネーションとの条約締結を皮切りに、1837年までに70にもものぼるインディアン移住条約を締結し、ミシシッピ川西方の土地32,000,000エーカー（約130,000km<sup>2</sup>）と6,800,000ドルの補償金と引換に、同川以東の土地約100,000,000エーカー（約400,000km<sup>2</sup>）を獲得していくのである。ある推計によれば、1820年にミシシッピ川以東のインディアンの人口は、125,000人を数えたが、1844年には30,000人まで減少したとされる。

大統領ジャクソンは、1830年12月6日、合衆国議会に対する第2の年次教書の中で、「白人入植地を越えてインディアンを移住させることについてのおよそ30年にも亘る絶え間なく追及されてきた連邦政府の慈悲深い政策が、幸福なる完成を迎えつつあることを合衆国議会に報告することができますことは、大いなる喜びとしなければなりません。ふたつの主要な部族（チョクトーとチカソー）は、先の合衆国議会の会期で彼らの移住のために制定されました法律を受け入れましたし、彼らの先例は、残りの諸部族にも同じ明白なる利益を求めよう誘発することになると信じられるところであります。迅速なる移住の結果は、合衆国、各州及びインディアン自身にとって重要なものでありましょう。移住が連邦政府に約束する金銭上の利益は、それからくる長所の中の最小のものであります。それは、インディアンに関する連邦政府と州政府との間の権限の全ての可能な衝突の危険を終わりとするものであります。」と誇らしげに勝利宣言を行っている（Filler & Guttman, ed., 1962）。

## I チェロキー・ネーションと強制移住政策

1. 1830年末までに南部のインディアンの中で強制移住に抵抗の姿勢をみせたのは開化五部族のチェロキー・ネーション（Cherokee Nation）——チェロキーは、「異なった言葉を話す人々」（*tciloki*）という意——とセミノールのみであり、チカソー、チョクトー、クリークの各部族は、屈伏してしまっていた。それは、ジョージア、アラバマ及びミシシッピの南部の各州が、それぞれの州法をインディアンにも適用し、そして何人であれ、移住を妨げる者には、罰金及び刑罰を科す措置をとったからであった。このような状況の中で、チェロキー族は、独自の立場をとっていたのである。

そもそもチェロキーは、ジョージア州内にある彼らが保有してきた土地に居住してきたが、彼らインディアンは、所謂「ノーマッド」（nomad）ではなく、いかに合衆国が彼らに移住を勧めても、彼らの土地に強い愛着をもっていたがため、どのように抵抗しようとも、土地を保

持しようとしたのである。合衆国は、政府の吏員及び伝道師協会に与えた奨励金を通して、インディアンに土地を耕し、糸紡ぎと機織りの手芸を発展させることによって、白人の生活様式を取り入れるよう説得工作を講じた。英語学校における正式の教育も、白人社会と涉り歩ける中核グループ——ほとんど混血インディアンであった——を先導するために施された。セコイア (Sequoyah) と呼ばれる混血のチェロキーによる文字表——セコイア文字表 (Sequoyah's Syllabary) と呼ばれる。英語、ギリシャ語、ヘブライ語を改作した独自のチェロキー文字 86 がつくられた——の発明は、数多くのチェロキーが、自分たちの言葉で読むことを学ぶのを可能ならしめた。主として長老派及び会衆派によって 1810 年に結成されていた「アメリカ海外伝道師協会」(American Board of Commissioners for Foreign Missions) の伝道師の援助を得て、チェロキーは、1820 年代後半には、記事が英語とチェロキー語で印刷され、チェロキーの意見を広めるのに重要な媒介物となった新聞である『チェロキー・フェニックス』(Cherokee Phoenix) を発行するまでになっていた。更に言えば、インディアン指導者の中には、黒人奴隷を雇い入れ、白人のそれと競争し得るほどのプランテーションを設立する者も現れていた。

2. 1802 年 4 月 24 日、合衆国とジョージア州との間に協定 (以下、「1802 年ジョージア協定」という。) が署名され、ジョージア州は、合衆国にその西部の広大な土地を合衆国に譲渡し、見返りに、連邦政府は、ジョージア州内の一定の土地に対するインディアンの権原 (title) を消滅させ、当該土地を州に可及的速やかに委譲することに同意した。しかし、ジョージア人の土地欲が年を経ることに増加するにつれて、連邦政府は、1802 年ジョージア協定の約束違反を非難されることになる。と言うのも、チェロキーは、ミシシッピ川東部に留まっており、連邦政府は、ジョージア州の土地に対するインディアンの権原を失効させてはいなかったのである。ジョージアの脅威とインディアンの請求を消滅させるための条約に対する連邦政府の歳出予算に危惧を抱いていたチェロキーとジョージア人の両方から、ワシントンに批判が寄せられる。ジョージア州政府は、連邦政府の遅延と弱腰を批判し、インディアンは狩猟のために土地を利用する暫定的権利のみを有する賃借人であると強弁したのである。1816 年、ジャクソンは、合衆国の委員としてチェロキーに土地の交換を提示するが、多くのチェロキーは、1802 年ジョージア協定に反対したと同様に、これに強く異議を唱えたのであるが、翌 1817 年 7 月 8 日、ミシシッピ川東方及びアーカンソー川のチェロキー・ネーションの代表は、ジャクソン少将、テネシー州知事ミミン (Joseph M' Minn) 及び将軍メリウエザー (David Meriwether) との間に締結された条約<sup>4)</sup> で移住を受け入れるのである (「1817 年条約」)。

1817 年条約は、その前文で一部チェロキーのミシシッピ川以西への移住は、あくまでも彼らの自由意思に基づくものであることを宣言している。すなわち、北部チェロキー (Upper Cherokee) と南部チェロキー (Lower Cherokee) の代表団が、ワシントン市に來訪し、大統領に以下のように宣言したとする。彼らは、現住するカントリーで農耕に従事し、文明化された生活を営むことを切望するが、ネーション全体を勧誘することは実行不可能であるとし、北部のタウンと南部のタウンに境界を設け、限定された地域で法律を制定し、正規の政府を樹立す

る。南部のタウンの代表者は、狩猟生活を継続することを望むが、鳥獣が不足しており、かかる状況下においては、ミシシッピ川を越えて合衆国の遊休の土地に移住することを望むものであると知らしめた。そこで、合衆国は、残留する者には合衆国の保護と援助が保証され、移住を望む者にはアーカンソー川及びホワイト川水域のカントリー——現在のアーカンソー州に位置する——の下検分のために探査隊を派遣することを許可され、移住に適したカントリーの土地を発見した場合、他のインディアンによって権利主張されていない限り、合衆国は、彼らインディアンが立ち去る土地と交換に当該土地を与え、新たな居住地が設立されたならば、種々の便宜を与えるであろう。

本文第1条、第2条は、ミシシッピ川東部に部族が占有してきた土地の譲渡に関して、第3条は、残留者と移住者の人口調査に関して、第4条は、年金に関してそれぞれ規定しているが、第5条第2文は、これまでチェロキー・ネーションとの間の条約は両当事者間で完全な効力を有し、これら条約で旧ネーション（old nation）が享受した免除と特権が両当事者に付与されると規定している。そして、第6条は、合衆国はミシシッピ川以西に移住する貧しき戦士たち（poor warriors）にライフル銃1挺と弾薬、毛布1枚、真鍮製ケトル1個又はその代りにビーバー捕獲わなを付与するとしている。第8条は、合衆国は現在合衆国に譲渡され又は以後合衆国に譲渡される土地であって、合衆国の市民となることを希望するミシシッピ川東部——第1条及び第2条で合衆国に譲渡した土地——に依然として居住するインディアン家族の全ての世帯主に、一区画640エーカーの「保留地」（reservation）——割当地（allotment）を意味する——を付与するとし、当該割当地は、その子どもに単純不動産権の復帰権（reversion in fee simple）付きで相続され、寡婦には寡婦産（dower）が保留されると規定している。そして、土地を取得した世帯主が移住した場合、権利は合衆国に復帰すると規定している。この条約によって、チェロキー部族の3分の1の者が、ジョージアの土地からアーカンソー準州の西部の地域に移住し、その結果、西部チェロキー（Cherokee West）と東部チェロキー（Cherokee East）とが発生するのであるが、1817年条約は、移住をインディアン個人の自由意思によるものとしており、チェロキーが彼らの故郷を立ち去るのに二の足を踏んだがために、政府の当初の企図を達成することができなかったのである。

1819年初頭、チェロキーの代表（族長）がワシントンに向かい、陸軍長官ジョン・C・カルフーン（John Caldwell Calhoun）との移住の中止交渉を開始し、同年2月27日、残留者に合衆国が譲歩し得る範囲内の新たな便宜を図ることを約したチェロキー・ネーションとの条約（「1819年条約」）<sup>5)</sup>を結んだのであった。

3. ジョージア州とインディアン双方の連邦の政策に対する不満が一段とつの中、大統領モンロー（James Monroe）は、1824年3月30日の合衆国議会への特別教書の中で、連邦政府の方針を示し、インディアンの権原は、1802年ジョージア協定によっていかなる方法をもってしても影響されないとし、インディアンを彼らの意思に反して強制的に移住させる義務は連邦政府にないと主張したのである。モンローは、移住こそインディアンにとって最善の利益で

あるとする彼の持論を繰り返しはしたが、1802年ジョージア協定の厳格な意味を越えて、ジョージア州によって押し切られることを拒否したのである。また、大統領は、1824年12月の合衆国議会への年次教書で、インディアンの絶滅の危機を訴えた上で、インディアンの文明化(civilization)こそが彼らの生存にとって不可欠の要素であるが、それは、時間を要する問題であり、彼らが現在居住しているテリトリーにおいては十分に達成され得ない。従って、西部への移住を彼らに促さなければならないが、強制移住は人道的見地からして不快であって、決して正当化され得るものではないと主張した(移住による文明化)。更に合衆国議会が行動をとる前に、モンローは、1825年1月25日の陸軍長官カルフーンの報告に基づいて、1825年1月27日の大統領府を去るにあたっての特別教書の中で、インディアンを差し迫った滅亡の危機から救い、インディアンの福祉と幸福を促進するチェロキーとジョージア州双方が満足するであろう秩序を維持し、白人の侵入を防ぎ及び文明化を促進する西部におけるインディアンのための政府を設立する「熟慮された計画」の実施を議会に要請したのである。モンローの要請を受けて、合衆国議会上院インディアン問題委員会(Committee on Indian Affairs)は、西部インディアンから土地を獲得し、東部の部族を西部に移住させる権限を大統領に付与し、政策実施のために125,000ドルを計上する旨を定めたハート・ベントン(Hart Benton)の手になる法案を提案した。しかし、法案は、上院で可決されたものの、下院において否決されたのである。

1825年3月、より強力な手段を用いることに躊躇を示さなかったアダムズ(John Quincy Adams)が、移住政策推進者に支持され、第6代大統領に就任し、引き続きインディアン問題に取り組むことになった。1825年12月、合衆国議会下院は、インディアン問題委員会にミシシッピ川西方のインディアンのためのテリトリー政府(territorial government)を設立することが得策か、また実行可能かを調査する任に当たるよう決議を行い、翌1826年2月21日——第19議会第1会期——には新法案が提出されている。それに先立って、委員長ジョン・クック(John Cocks)は、同年1月11日に陸軍長官ジェームズ・バーバー(James Barbour)に合衆国内に居住するインディアンに関して大統領の見解と積極的に協調することを望むとする意見を付して初期の法案の写しを送っていたのである。バーバーはそれに応じて同年2月3日、長文の書簡をクックに送り、インディアンの移住が彼らを保護するための唯一の手段であることを力説しているが、その中で、①ミシシッピ川以西のカントリーのインディアンによる排他的使用、②部族に代えて個人単位による移住、③合衆国によって維持されるインディアンのためのテリトリー政府の樹立、④状況が許した場合の部族の活動停止と個人への財産の配分、⑤東部に留まるインディアンの条件の現状維持を提案している。これに対して、アダムズは、ミシシッピ川以西においてインディアンを一つの文明化された或いは半開化の政府に組織化する実際的な計画が存在しないことに懸念を示し、バーバーの計画に実行可能性はないと判断したのである(モンローの1825年の特別教書、そしてバーバーの提案に見られるテリトリー政府構想は、後のジャクソン大統領の主張にも現れてくるところである。彼らの主張は、テリトリー政府を連邦

政府によるインディアンの一括支配の機関として機能させ、インディアンを文明化し、やがては州として連邦に編入するという発想があったのであるが、その後の歴史を見れば明らかのように結果として実現することはなかった。

法案は廃案となったが、続く第19議会第2会期の冒頭、下院はインディアンの詳細な状況と移住に必要とされる費用を知るために、陸軍大臣を召還した。1824年にインディアン局（Indian Office）——後に統一的にインディアン問題局（Office of Indian Affairs）と呼称される——の初代責任者トーマス・L・マッケニー（Thomas L. McCenney）が陸軍大臣に代わり、書面で回答し、その中で、情報不足と移住の困難性を認めているが、移住計画は可能であり、インディアンは正当な方法で提案されればそれを受け入れるであろうと強力に主張している。

4. その後、アダムズ政権下において、バーバーは、1828年5月6日に「ミシシッピ川西部のチェロキー・ネーションとの条約」(the Treaty with the Cherokee West of Mississippi)<sup>6)</sup>の締結に漕ぎ着け、西部チェロキーをアーカンソーから更に西方に位置するオクラホマ——1803年のルイジアナ購入によってアメリカの領土となった（「1828年条約」）、チェロキーと同様、1830、40年代にチョクトー、チカソー、クリーク、セミノールの各部族も、ここオクラホマに強制移住させられることになる——へ追いやる拳に出ている。1828年条約は、その前文で、「合衆国政府は、ミシシッピ川の東部諸州に居住し、西部の兄弟に加わることを希望する友人及び兄弟同様、現在アーカンソー準州〔1936年に州に昇格〕の境界内に居住しているチェロキーのインディアン・ネーションに対し、永久の家（permanent home）を保証することを切に希望し、並びにその永久の家は、合衆国の最も厳粛なる保証の下に未来永劫、防衛線の拡張によって或いは準州若しくは州の管轄権が及ぼされることによって悩まされることはないものとされ、いかなる方法をもってしても、現在の準州若しくは州のいずれかの境界線の拡張によって圧迫されることはないものとする。」と宣言し、準州又は州の管轄権は及ばないものとするを謳っている。そして条約第2条は、合衆国が既にミシシッピ川を渡ったチェロキーにオクラホマ北東部の7,000,000エーカーの土地を永久に保証することを厳粛に誓う旨を規定し、第6条は、合衆国はチェロキーが希望する場合、彼らの状況に見合う明確な法律を制定し、チェロキーが彼らの土地の区分を望み、個人所有に移行する場合、合衆国の費用で実地踏査のため測量技師を派遣する旨を定めている。第7条は、アーカンソーのチェロキーの土地を14ヶ月以内に合衆国に譲渡するとし、条約第8条第2文は、諸州内にいまだ留まっているチェロキーの「兄弟たち」は州に加わることを勧誘され、当該州の休息と祝福を享有し得るとし、ジョージア州の公認の境界内又はミシシッピ川東部のいずれかの州に現在も留まっているチェロキー家族の世帯主が西部へ移住を希望する場合、登録を条件に当該世帯主に良質のライフル銃1挺、毛布1枚、ケトル1個、煙草5ポンド、家族の構成員にそれぞれ毛布1枚が付与され、世帯主が放棄する財産に対する正当な補償が大統領によって任命された者によって査定されると定めている。

1828年条約の締結は、アーカンソーに移住していた西部チェロキーが、既に白人が彼らの土地に入植しているのを知り、しかも白人が立ち去ろうとしなかったがため、移住先に不満を



抱くようになったことに起因している。条約が結ばれた結果、現在のオクラホマ州の北東部の7,000,000 エーカーの土地とその西部に広がるチェロキー・アウトレット (Cherokee Outlet) の土地をアーカンソーの土地と交換し、西部チェロキーは2年後にオクラホマへと旅立つことになる。

## II チェロキーの抵抗

1. 西部への移住政策に対する東部チェロキーの反発は、1827年7月24日にジョージア州北西部に位置するニュー・エチョータ (New Echota) での制憲会議で制定された「1827年チェロキー・ネーション憲法」(1827 Constitution of the Cherokee Nation)<sup>7)</sup> から推論され得るところである。「1827年憲法」の制定は、連邦政府による執拗な土地譲渡を迫られた東部チェロキーが土地の喪失とそれによる部族の崩壊という危機に直面して、自らの独立国家としての存在を堅持しようとした意思表示と理解され得るが(憲法前文に現れているところである)、憲法第1条第1節は、「合衆国との間に締結された条約によって永遠にチェロキー・ネーションに対して厳粛に保証され及び保留された土地を包囲するこのネーションの境界線は、以下のとおりとし、永遠に以後変更できないものとする……」と規定し、同条第2節は「この政府の主権並びに管轄権 (sovereignty & jurisdiction of this Government) は、第1節で定めた境界内のカントリーに及ぶものとし、ネーションの共有財産 (common property) として存続する。しかし、当該土地に加えられ及びネーションの市民の所有している改良工事 (improvements) は、それを行った市民若しくは合法的にそれを所有し得る市民の独占的な、奪うことのできない財産とする。但し、本条で規定された改良工事に対する独占的な、奪うことのできない権利を有するネーションの市民は、いかなる方法であれ、合衆国、各州若しくはそれらの市民に対して当該改良工事を譲渡する権利若しくは権限を有しない。当該市民若しくは複数市民のいずれかが、ネーションの境界を越えて家財を所持して移住し、又は他の政府のいずれかの市民になった場合、ネーションの市民としての全ての権利及び特権は喪失する。但し、それにも拘らず、立法機関は、いかなる時においても、一般評議会 (General Council) に再承認を求めて請願することによってネーションに復帰することを希望する個人若しくは複数人に対して、市民としての全ての権利を法律により再び承認する権限を有するものとする。」と定めたのである。

東部チェロキーが成文憲法を制定し、自らを独立国家と宣言したことは、白人の間に警戒心を呼び起こし、陸軍長官は、チェロキーの代表に書簡を認め、チェロキーの代表者に当該憲法はインディアンと合衆国との間に存在する関係に何ら変更をきたすものとは認められないものと理解するとの通告を行い、下院においては司法委員会、続いてインディアン問題委員会が、問題の調査を指示され、大統領から特別の報告書が求められるに至る。他方、ジョージア州は、当然のこととして「生意気な文書」(presumptuous document) に憤慨し、怒りを露にしたのである。合衆国議会が事態の解消に動かなかつたため、ジョージア州は、チェロキーが州内に

「国家内の国家」(*imperium in imperio*)として留まることはできないと主張し、州議会委員会は、1827年12月27日、①州内の領土全域に州の絶対的主権が及ぶこと、②インディアンは単なる任意借地人(*tenant at will*)であって、州はいつ何時でも借地権を消滅し得ること、更に③州内の全領土に州の権限と法律を及ぼし得ることを決議した。そして、州議会は、1828年12月20日、「ジョージア州内に位置し及びチェロキー・インディアンが占有するテリトリーをキャロル、デ・カルブ、グウィネット、ホール及びハバーシャム(*Carroll, De Kalb, Gwinnett, Hall, and Habersham*)の各郡に加え、ジョージア州法を当該テリトリーに適用し、及びその他の目的の為の法律」を制定した。州議会は、翌1829年12月19日には、「ジョージアの勅許を得た土地で、現在インディアンのチェロキー・ネーションが占有するテリトリーをキャロル、デ・カルブ、グウィネット、ホール及びハバーシャムの各郡に加え、ジョージア州法を当該テリトリーに適用し、当該テリトリーの法的手続に従事する官吏に報酬を支払い及びインディアンの証言を規制し並びに当該事項を規定する1828年法第9条を廃棄する為の法律」を制定し、1830年6月1日以降をもって、部族会議においてであれ他の方法によってであれ若しくはチェロキー族のいかなる権力によってであれ、その様式を問わず、チェロキー・インディアンによって制定された全ての法律、条例及び命令並びに行政規則は、当該法形式がこれまで存在していなかったものとして無効とされ、及びいかなる効力も有しないものと宣言される。刑事及び民事の全ての訴訟において、被告(被告人)が当該法形式の下で正当であると立証することは違法なるものとし、及びジョージア州の裁判所は、いかなる訴訟の審理においても、これらの法を証拠とすることを認めないと規定したのである。

2. かかるジョージア州の主張は、「インディアンに対する正義」(*justice to the Indians*)に適うものであろうか。大統領アダムズは、1828年12月2日の合衆国議会に対する彼の最後の教書の中で、大要、以下のようにのべている。すなわち、我われは、独立の権力として彼らインディアンと条約によって交渉してきた。我われは、領主(*proprietors*)としての彼らに売却することを説き伏すことができた場合に、その土地を全て彼らから購入したのである。我われは、粗野で無知なる同胞(*brethren*)としての彼らに、宗教や文字についての知識を取り入れるよう説得した。その究極的な目的は、彼らを我われ自身の体制に取り込むことにあった。革命前のヨーロッパの諸国の体験からすれば、彼らは、統治されるべき子どもたち(*children*)と看做されてきた。つまり彼らは、随意的借地人(*tenants at discretion*)として機会がある場合に明渡しを請求され、そして狩猟者として彼らの鳥獣が絶滅した土地からの移住のために、わずかな居留地に対する見返りとして補償されてきたのである。制度を変更した場合、その変更の結果は、予想し得ないところであろう。我われは、彼らの土地を獲得することにおいては、彼らに諸原則を伝え或いは文明化の精神を吹き込むことより、はるかに成功を見ているが、我われは、狩猟場を占有した場合、これまでは彼らに最低限の生活の糧を提供する義務を引き受けてきたのである。そして、彼らに文明化の術とキリスト教の教義を教える好機を得た際に、我われは、思いがけなくも、その独立と我が国民の領土内での主権の好敵手を主張するコミュニ

ティーを形成する彼らの姿を見てきたのである。現状においては、これら将来の不幸なる子どもたちに正義を行うべきであって、それはとりもなおさず、我われの同盟者であるインディアンに主権と土地への権利の保証を与えることである。

大統領アダムズと陸軍長官ポーター (Porter) の提案を審議した下院インディアン問題委員会は、諸州との論争から生じた危機に照らして、移住が必要であると判断し、インディアンを諸州から移住させ、州又は彼らのテリトリーの境界を越えた土地に定着させることが唯一の方法であると判断した。委員会は、西方への移住に必要な経費 15,000 ドルを大統領が歳出することを認める法案を提出したが、可決されるに至らなかったのである。

3. アダムズの後を受けて、1828年の選挙で大勝したジャクソンが翌1829年3月に第7代合衆国大統領に就任する。南部軍管区司令官であった1817年3月当時のジャクソンのモンロー大統領への進言に見て取れるように、彼は、早い時期からインディアン部族を主権を有し独立のネーションとして処理することはばかげたことであるとし、条約交渉は、連邦の政策遂行にとって役立たないものと考えていた。従って、インディアンは、州内に独立の包領として存在し得ず、西部へ移住するか若しくは州法に従うしかないと主張したのである。大統領ジャクソンは、就任直後の3月23日、クリークに対して「諸君の父〔合衆国大統領〕は、諸君の全てにとって十分に大きなカントリーを準備してきたのであって、諸君の父は、諸君に対してそこへ移住するよう忠告している。そこでは、諸君の白人の兄弟たちが、諸君を悩ませるようなことはないであろう。と言うのも彼ら兄弟たちには、その土地に対する請求権がないであろうし、諸君は、その土地の上で諸君も、諸君の子どもたちも全て、草が成長し或いは川が流れる限り、平和裡に暮らすことができるであろう。それは、永遠に諸君のものである。」(Washburn, 1975)と白々しくとも取れる言葉を吐いている。

ジャクソンは、1829年12月8日の合衆国議会に対する彼の初めての教書で、「合衆国の州内に居住するインディアンの現状と将来の運命」に関する問題に触れ、インディアンの主権を否定して州権を支持し、移住を強制するための詭弁を弄している。彼は、大略以下のように言う。「近年、南部の幾つかのインディアンが、ジョージアとアラバマの境界内に独立政府を樹立せんとしておりますが、諸州は、その主権侵害に対して当該州の法律をインディアンに拡大適用することによって対抗し、インディアンは、これに対して連邦政府に訴えてきております。しかし、連邦政府に彼らインディアンの主張を支持する権利がないことは、疑う余地のないところであります。合衆国憲法は、州の許可なくして既存の州の領土に新たな州を設立することを禁止しております。況や、憲法は、外国及び独立政府にそれ自体を樹立することを許すはざがございません。わたくしは、独立政府を樹立する試みを合衆国大統領が黙認する訳はないのであって、ミシシッピ川の彼方に移住するか、諸州の法律に従うしかないインディアンに伝えてきたところであって、もし、インディアンが、白人との接触を続けるならば、彼らは墮落し、破滅するであろうと考えている次第でございます。人道と国家の名誉が、かかる大惨事を避けるべく、あらゆる努力が為されることを求めています。インディアンは、ミシシッピ

川以西で辺境の地の平和と部族相互間のそれを維持するに必要な合衆国の統制に従う以外は、彼ら自身の選択による政府を享受し得るのでありまして、当該地域は、インディアンが占有する限り保証される場所です。彼らはそこで文明化を促進し、彼ら人種を永続させ、連邦政府の人道と正義を証明すべく共和国を樹立すべく努力をばらうであります。続けてジャクソンは、移住の自発性を強調し、武力を用いる意図は全くないとする。「この移住は、自発的なものでなければなりません。と言いますのも、先住民に彼らの父祖の墓を放棄し、遠く離れた土地に家を求めることを強制しますならば、それは不正義であり、無慈悲なことであります。」(Prucha, 1970) と——モンローの採った立場に反し、移住（排除）による分離を主張している——。

かくして大統領の教書の要請に応じて、1830年2月22日には上院に、2月24日には下院に各院のインディアン問題委員会によって東部インディアンとの土地の交換の交渉を行う権限を大統領に付与する法案が提出され、既に述べたように、1830年5月28日、インディアン移住法が成立する。インディアン対策をめぐる法律上の争点は、合衆国全土を巻き込む論議の焦点となり、合衆国議会議事堂の広間は、賛成、反対双方の側からの熱烈な支持者の雄弁に鳴り響いたと言われるが、遂には、合衆国最高裁判所が、その法律上の論拠の合法性について決定を下すため開廷されるに事態にまで至っている。

### III 涙の旅路

1. アーカンソーの西方オクラホマに移ったインディアンたちは、オールド・セトラーズ (Old Settlers) 或いは西部チェロキーと呼ばれるようになるが、彼ら自身の政府を打ち立て、その地の川沿いに農業経営を展開し、移住の登録をした東部チェロキーの小集団を時々受け入れたが、1836年までに6,000人以上のチェロキーが西部に移住したと言われる。しかし、合衆国最高裁判所の *Worcester v. Georgia* とチェロキーのネーション評議会の政治指導者たちに後押しされた大多数の東部のチェロキー人民は、頑なに移住を拒否し、連邦政府を悩ますことになる。当惑したジャクソン政権は、陸軍長官キャス (Lewis Cass) を事態解決のために、チェロキーの代表者との折衝に当たらせ、大統領の要望を伝え、東部に留まった場合のインディアンが受け入れなければならないジョージア市民としての特典と不利益を説いたのである。大統領自身も、1835年3月には、チェロキーに次のように語りかけている。すなわち、「我が友よ、私には諸君を欺こうとする気持ちは毛頭ないのである。私は、心から諸君の暮らし向きの向上を希望している。であるが故に、諸君が今居る処に留まることができないと私が言うところを聞いてもらいたい。統制が利かず、人定法の範囲を超えた様々な環境からして、諸君が文明化したコミュニティの真ただ中で繁栄することはできないのである。諸君が、生き残れる道は一つしかない。それは、諸君が西方へ移住し、既にそこに定住している諸君の同胞に加わることである。早く移住すれば、その分だけ早く、諸君は、改良と繁栄という身を立てる道を開けるであろう。」

と。

東部チェロキーが置かれた立場は、着実に悪化していった。白人による蚕食が彼らの財産を破壊し、彼らの生活を脅かしたが、連邦政府は、何ら手を差し伸べなかったのである。1834年、ジョージア州議会は、チェロキーの土地の測量と彼らの土地のほとんどを、事もあろうに州の抽籤によって譲渡することを許可する。これによって、チェロキーの指導者たちの広大な土地が取り上げられ、白人プランターの手に移ったのである。「チェロキー・フェニックス」の社屋が、インディアンに移住に反対の立場を主張したとしてジョージア市民軍によって破壊されたのも、この時である。結果として、チェロキーの一部は、移住は避けられないことだとし、移住の交渉を始めたのである。

移住賛成派のグループは、条約派 (Treaty Party) 或いはリッジ党 (Ridge Party) と呼ばれ、その指導者は1812年戦争中のクリーク戦争 (Creek War) で1814年3月27日に起こったホースシュー・ベントの戦い (Battle of Horseshoe Bend) ——ジャクソン將軍率いる民兵・合衆国軍・チェロキー族の混成部隊とクリーク族の抗戦派レッド・スティックス (Red Sticks) との一大決戦——でジャクソンと共に戦ったことのあるメジャー・リッジ (Major Ridge)、彼の息子ジョン・リッジ (John Ridge)、甥のエリアス・ブーディノット (Elias Boudinot) とスタンド・ワティ (Stand Watie) である。一方、ネーションの大多数は、移住に反対し、ジョン・ロスを指導者に仰ぎ、条約反対派 (Anti-Treaty Party) 或いはロス党 (Ross Party) と呼ばれた。対立に便乗した連邦政府は、目的遂行のため党派心を利用し、1835年12月29日、ニュー・エチョータでリッジ派と条約を締結したのである。この「ニュー・エチョータ条約」(the Treaty of New Echota)<sup>8)</sup> と呼ばれる条約によって、チェロキーは、5,000,000ドルと7,000,000エーカー (28,300km<sup>2</sup>) の土地と引換に、ミシシッピ川以東の居住地の全域を合衆国に譲渡し、2年以内にオクラホマに移住することに同意したのである (「1835年条約」)。以下、1836年5月23日に公布された全19箇条及び追加規定5箇条<sup>9)</sup> から成る1835年条約の抄訳である。

前文 チェロキーは、州政府の管轄権及び法律の下で合衆国の居住地内に留まったことによって経験してきた困難が終結、解決され、チェロキー人民が一つの団体に再統合され、州の主権の及ばない父祖によって選ばれたカントリーにチェロキーの永遠の家と繁栄を保証することを望んで、チェロキー人民の選択による政府を樹立、享受し及びチェロキー人民の意見、慣習並びにその境遇に最も忠実であり、人民個々人の安逸と文明化への促進に向かう社会の状態を永続させんがため……合衆国政府との合意を結ぶことを切望するが故に……以下の条約の箇条が合意された。

第1条 チェロキー・ネーションは、ここに、ミシシッピ川東部にある彼らによって所有され、主張され又は占有されてきた全ての土地を合衆国に割譲し、放棄し及び譲渡し、ここに全ての種類の文書偽造 (spoliations) に対して、及び以下の箇条で規定される方法によって支払われる総額5,000,000に免じて、合衆国に対するその全ての請求を放棄する。……

第2条 合衆国は……〔1828年5月6日条約及び1833年2月14日追加条約でミシシッピ

川西方に公有地譲渡証書によってチェロキー・ネーションに譲渡された] 7,000,000 エーカーに加えて、チェロキー・ネーションに西方への永遠の出道及び合衆国の主権及び土地に対する権利が及ぶ限りにおいて、当該 7,000,000 エーカーの西方の境界の更に西に及ぶ全てのカントリー [800,000 エーカー] の自由且つ悩まされることのない使用を保証する。

第 5 条 合衆国は、ここに上記箇条でチェロキー・ネーションに譲渡された土地が何時もネーションの同意無くしては、いかなる州又は準州の領土内若しくは管轄権内に含まれることがないことを誓約し、同意する。合衆国は、チェロキー・ネーションにその政府及びチェロキー人民並びに彼らと接触する者に帰属するチェロキー・ネーションのカントリー内の人民及び財産の保護に必要とされる法律を、ネーション評議会によって制定し、執行する権利を保障しなければならない。但し、当該法律は、合衆国憲法及びインディアンとの交易及び通商を規制するために制定された若しくは制定され得る合衆国議会の法律に違背することはできず、合衆国政府によって制定された法律及び規則に従った許可に基づいて、インディアン・カントリーを旅行し若しくは居住する合衆国市民及び陸軍に適用されるものと看做されてはならない。

第 12 条 ミシシッピ川西方のチェロキーのカントリーへ移住することを嫌い、居住する州の市民になることを望む個人及び家族は、保護され、その財産には、彼らの請求及び改良工事について……本条約の下で生ずる個人的利益の正当な分与産を受け取る権利を与えられる。ノース・カロライナ州、テネシー州及びアラバマ州に当該州法に従うことを条件に居住することを希望し、有益なる市民となる資格を有し若しくは判断されるチェロキーの世帯主は、委員の証明書に基づいて、最小限の合衆国議会の定める価格で 160 エーカーの土地又は 4 分の 1 区画 [平方マイル] に対する先買権 (preemption right) を与えられるものとする。

第 16 条 チェロキーは、本条約の批准の後 2 年以内に、新たな家に移住することをここに誓約し、合意する……

ここにおいてか、合衆国が、建前上はチェロキー・ネーションに譲渡された土地にいかなる州若しくは準州の管轄権も及ばないこと及びネーション評議会による政府の樹立と法律制定権を認めることによって、チェロキー・ネーションを独立の国家として承認していること——但し合衆国憲法及び合衆国議会の法律に違反してはならない——に注目しなければならない。

2. その後、条約派は、ほとんど混乱もなく移住し、州の担当官も彼らを慎重に扱い、彼らは、一般的に経済的には恵まれ、西部チェロキーの間で農場とプランテーションを築いたとされる。他方、条約を有効な文書として認めなかった残留者と首長ロスは、あらゆる機会を利用し、条約廃棄を試みたのである。ロスは、彼の追従者に断固として立ち上がるよう説得し、ほとんどの残留者が、移住登録を拒んだのである。チェロキーを支持する宗教団体及び慈善団体から合衆国議会の数多くの請願が行われたが、功を奏することはなかった。

1838 年 5 月 23 日、自発的な移住の期限が近づいたが、インディアンたちは、旧土地に留まっ

ていたのである。大統領ヴァン・ビューレン (Martin Van Buren) は、将軍ウィンフィールド・スコット (Winfield Scott) を移住作戦遂行のために派遣した。スコットは、1838年5月10日、チェロキー族に対して「我が軍勢は、多くの場所を占拠している……何千もの軍勢があらゆる場所から抵抗と逃亡を希望なきものにするため接近しつつある。……諸君は、抵抗することによって我々に武器を使用させようとするのか。神が許し給う訳がない。諸君は、逃走によって山や森の中に身を隠し、我々が諸君を射抜くことを強いようとするのか。私は、老獺な戦士であり、多くの殺戮の現場に居合わせてきた。チェロキーの殲滅に立ち会う恐怖に神の御加護がありますように。」(Strickland R. S. (ed. al. eds.), 1982) と宣言し、インディアンを強制的に移住させるため7,000名もの兵士を率い5月17日にニュー・エチョータに入ったのである。

スコットは5月26日にはチェロキー・インディアンをジョージア州に集め、10日後、強制移住の作戦行動は、テネシー、ノース・カロライナ、アラバマに拡大され、約17,000名のチェロキーが砦柵に集められた。続いて彼らインディアンは、出発点に指定された3箇所に移動させられ、その地点からは移住先へほとんどが徒歩で、時には馬、馬車或いはボートを組み合わせて、およそ1,900kmの距離を3つのルートから西方へ進んだのである。3つのルートに送り出された後、ひとつのチェロキーの集団が、スコットに涼しくなるまで移住を待ってくれるよう嘆願し、首長ロスは、残りの行程がチェロキー部族評議会の監督で進められるよう進言した。チェロキーの指導者たちは、秋になって移住が再開されれば、自分たちが移住を管理するとスコットに約束した。チェロキー族の管理による行進は、8月28日に開始されるが、行進が本格化したのは早魓が過ぎた11月に入ってからであった。チェロキーが主導するキャラバン隊は、ナッシュビル (Nashville) とメンフィス (Memphis) 経由で行進を開始したが、その際の移住者は、黒人奴隷を含めて13,000人に上ったとされる。しかし、天候の関係で旅程が遅れたため、1年のうちで最も厳しい時期に行進が行われたことになってしまったのである。このチェロキーの西方への苦難に満ちた3,000kmにも及ぶ行進は、「涙の旅路」(“Trail of Tears”) として知られるようになるが——チェロキー族の言葉では「我々が泣いた道」(nvnaulaatsvyi)——、その間、砦柵で或いは旅の途中で4,000名が非業の死を遂げたと言われている。

3. インディアンたちが、この苦難に満ちた移住を続けているただ中、ヴァン・ビューレンは、合衆国議会でインディアン問題に取り組んでいる合衆国は、「終始正しく、友好的なものであります。彼らの文明化のため、絶えまざる努力を重ね、その努力は、人間が備え得る最も高度な感情によって行われたものであります。また、絶えず触手を伸ばす詐欺行為から彼らを守るべく監視が付けられているところでもあります。」(Hagan, 1979) と報告している。しかし、かたや作戦に参加した民兵の1人は、後年、「私は、望みを失ったチェロキーが逮捕され、住んでいた家から引きずり出され、銃剣を突き付けられながら砦柵に運ばれるのを見た。そして、こぬか雨が降る寒い10月のある朝、畜牛や羊のごとく馬車に詰め込まれ西方へ向けて旅立つ彼らの姿を目撃した。……首長ロスが、祈りを始め、喇叭が鳴り響き、そして馬車が動き出すと、多くの子どもたちが……その手を振って祖国の山に向かって別れを告げていた。」(Debo,

2003）と述懐している。

## 終章

移住の結果、チェロキーが、西部における最も主要なインディアン・ネーションになったが、チェロキー・ネーションは、政治的には3つの党派が政治的に鋭く対立していくことになる。第一のグループは、既に述べたように、1830年代の移住に先立って任意にアーカンソーに移住し、その後インディアン・テリトリーに移り住んだオールド・セトラーズであり、当該グループは経済的に自立し、区別された統一体として連邦政府に対処した緩やかに組織化された政府をもち、その数は、1834年当時58,000人であったとされる。第二のグループは、ニュー・エチョータ条約を推進し、平和的に西部に移住し、そこでオールド・セトラーズと共存した連邦政府に好意をもって受け入れられている条約派であり、第三のグループが、移住に最後まで抵抗してきた条約反対派であり、およそ、その数14,000人であったとされる。ジョン・ロスが、自らが全チェロキーの首長と考えていたがため、条約派とオールド・セトラーズは、彼が優位に立つことに恐れを抱くようになる。条約派が西部にやってきたがために、ここに軋轢と紛争が再発するのである。

衝突は、ロス派によるリッジ派への復讐によって激化し、1839年6月22日、メジャー・リッジ、ジョン・リッジ、エリアス・ブーディノットが何者かによって無残にも殺害されたのである（スタンド・ワティは、殺害を免れ、逃走している）。ロスは、関与を否定したが、連邦政府はロスを批判し、殺害者の厳罰を要求した。チェロキー・ネーションの国内的和平の維持のお題目の下、チェロキー・カントリーのフォート・ギブソン（Fort Gibson）に在った司令官マシュー・アブックル（Matthew Arbuckle）は、チェロキーの政治的問題に積極的に口を出し、あからさまにオールド・セトラーズの権益を代表したのである。チェロキーの党派の構成員は、1839年及び1840年の「連合法」（Act of Union）に同意したが、党派間及び合衆国陸軍司令官との争いは続き、まさに内乱が勃発するのではないかと思われる状況にまでの混乱状態に陥ったが、各派は、ワシントンにそれぞれ代表を送り、連邦政府による解決を求めたのである。相争う党派が平和に共存することはできないと確信した第11代大統領ポーク（James Knox Polk）は——「明白な運命」（Manifest Destiny）という言葉に象徴される1840年代の領土膨張主義の代表的政治家——、異なった部族として分離された政府を創るべきことを推奨したが、統一されたネーションを望むロスは、チェロキーに手を出さないことを約束する条約の締結の承認をポークに迫り、三党派は、1846年8月6日にワシントンで条約という形で和解の合意に漕ぎつけ、条約は8月8日に合衆国上院の批准を受け、8月17日に公布された（「1846年条約」<sup>10</sup>）。

1846年条約は、前文及び全13箇条から成るが、第1条で「現在チェロキー・ネーションによって占有されている土地は、全てのチェロキー人民に共通の使用と利益のために保証されるものとされ、1835年条約第5条及び……1830年5月28日合衆国議会法律の規定に従って当該土地



に公有地譲渡証書が発行されるものとする。」と規定し、第2条で「チェロキー・ネーションの幾つかの間にこれまでに存在した全ての困難性と相違は、ここに解決、調停され、可能な限り速やかに忘却される。全ての党派の差別は、本条約を履行するに必要とされる場合を除いて、終了させられる。チェロキー・ネーションの市民若しくは複数市民によって、ネーションの個人若しくは複数人に対して実行された不法行為又は犯罪は、ここに免責される。」と定め、第3条は1828年条約と1835年条約で定められた合衆国の償還義務を確認している。そして第4条では、1828年条約及び1835年条約でチェロキーに保証された土地は、東部チェロキーと西部チェロキーの共有として利用されるべきことを宣言している。条約は、妥協の産物ではあったが、ここにロスが、1835年条約の正当性を認めたため、オールド・セトラーズは、反条約派が西部の土地に対する権利を有することを承認し、チェロキーに一時的にせよ今再び平穏が戻ったのである。

チェロキーに強いられた「涙の旅路」と同様の強制移住は、それ以外の開化五部族やその他のネーション乃至部族にも、同時並行的に連邦政府によって遂行されていったのである。我われは、かかる史実から何を学び、人類の未来に向けて何を展望すべきであろうか。

## 注

- <sup>1)</sup> 30 U.S. (5 Pet.) 1 (1931).
- <sup>2)</sup> 31 U.S. (6 Pet.) 515 (1932).
- <sup>3)</sup> Act of May 28, 1830, ch. 148, 4 Stat. 411.
- <sup>4)</sup> Treaty with the Cherokees, July 8, 1817, 7 Stat. 156.
- <sup>5)</sup> Treaty of the Cherokees, Feb. 27, 1819, 7 Stat. 195.
- <sup>6)</sup> Treaty with the Cherokees West of Mississippi, May 6, 1828, 7 Stat. 311.
- <sup>7)</sup> <http://www.cornsilks.com/1827Constitution.html>
- <sup>8)</sup> Treaty with the Cherokees, Dec. 29, 1835, 7 Stat. 478.
- <sup>9)</sup> Supplementary article to a treaty, Mar. 1, 1836, 7 Stat. 488.
- <sup>10)</sup> Treaty with the Cherokees, Aug. 6, 1846, 9 Stat. 871.

## 引用文献

- Debo, A. (2003). *A History of the Indians of the United States*, London: The Folio Society. 135.
- Filler, L & Guttman, A., ed. (1962). *The Removal of the Cherokee Nation: Destiny or National Dishonor?*, Lexington, Massachusetts: D.C. Heath and Company. 49.
- Hagan, W. T. (Revised ed.) (1979). *American Indian*, Chicago and London: The University of Chicago Press. 81.
- Prucha, F. P. (1970). *American Indian Policy in the Formative Years: The Indian Trade and Intercourse Acts, 1790-1834*, Lincoln: University of Nebraska Press. 237-238.
- Prucha, F. P. (abridged ed.) (1986). *The Great Father: The United States Government and the American Indian*, Lincoln and London: University of Nebraska Press. 70.
- Strickland R. S. (ed. al. eds.) (1982). *Cohen's Handbook of Federal Indian Law*. Virginia: The Michie Company. 91-92.

## 参考文献

- Hagan, W. T. (Revised ed.) (1979). *American Indian*, Chicago and London: The University of Chicago Press. 66-91.
- Howard R. Berman, H. R. (1978). The Concept of Aboriginal Rights in the Early History of the United States, *Buffalo Law Review*, 27, 656-667.
- Prucha, F. P. (1970). *American Indian Policy in the Formative Years: The Indian Trade and Intercourse Acts, 1790-1834*, Lincoln: University of Nebraska Press. 139-187.
- Prucha, F. P. (abridged ed.) (1986). *The Great Father: The United States Government and the American Indian*, Lincoln and London: University of Nebraska Press. 64-151.
- Washburn, W. E. (1975). *The Indian In America*, New York: Harper & Row, Publisher. 146-196.

(2010.9.30 受稿, 2010.10.26 受理)